

お役立ち情報

生活リズムをつけよう！

生活リズムについて

睡眠

夜ふかし・朝寝坊が習慣になると、起床後ぼんやりしたり、機嫌が悪かったりすることがあります。早寝早起きの習慣は、幼稚園などの集団生活に入る前からしっかり身につけておきましょう。また、体力がまだ乏しい乳幼児期には昼寝が必要です。昼寝をさせて睡眠のリズムを整えましょう。

食事

胃腸は、夜眠っている間に活発に働いて消化吸収します。夜寝る前にたくさん食べる習慣ができると、肥満になりやすくなります。食事はまず朝しっかりとる習慣をつけましょう。

食事は楽しく食べることが大切です。集団で楽しく食べると意欲も出やすいです。また、おやつとの与え方に注意しましょう。

手洗い・歯磨き

元気いっぱいの子どもの手には、ばい菌がいっぱいです。外出後や食前などは必ず手を洗うように繰り返し教えましょう。入浴時には全身を清潔にしましょう。

また、虫歯は大切な歯の動きや形をそこなう、いちばんの大敵です。子どもは一人で上手に歯磨きができないため、大人がしっかり仕上げ磨きをしてあげましょう。寝る前の歯磨きは、特にていねいに。

服の着脱

暑いときや寒いときは自分から脱ぎ着して調節できるような洋服にしましょう。周りの人が気を回さず脱がせたりしないようにしましょう。子どもに着せる衣類は、大人より1枚少なめが目安です。

排泄

排尿にもリズムがあります。食事の前にする習慣は、食事のリズムと共に、生活上の良い節目になります。食事の前にトイレ（おまる）に誘ってみましょう。朝食後に排便をすることは、からだのためにとっても良いことです。失敗しても怒らず、まずは、ほめることをしましょう。

生活習慣のお手本は家族

子どもは周りを見ながら自立の仕方を学びとっています。大人の生活を中心にしようとせず、子どもの発育にとって何が大切なのかを、周りがよく考えて行動すれば、子どもはよい生活習慣を身につけていきます。

お手伝いをやってみよう！

幼くて手伝いにならない場合でも、「手伝い遊び」として、手伝いの真似事を楽しませ、手伝いの基本的な力を育てていきます。手伝いは、なるべく日常的で、子どもの力で喜んで出来るような事で、大人と共にできる行為が良いです。



遊びを通して育つ創造性

体を動かす・触る・見る・聞く（聴く）・想像するなどの体験は、運動能力・手先の器用さ・ことば・感性などの豊かな能力を育てます。また、ほかの子どもと遊ぶことで、仲良しになったり、けんかをしたりする経験が、社会性を養います。

保育所の入所について

♡ 保育所

就学前の0歳（生後6か月）から6歳までの子どもで、下記の基準を満たしていれば入所することができます。



保育所に入所できる基準

- ①家庭外で仕事をするので、児童の保育ができない。
- ②家庭内で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をするので、児童の保育ができない。
- ③出産前後なので、児童の保育ができない。
- ④病気、負傷であったり、心身に障がいがあったりするので、児童の保育ができない。
- ⑤家庭内に長期にわたる病人や、心身に障がいがある人が居るので、その看護をするために児童の保育ができない。
- ⑥震災、風水害、火災、その他の災害による被害を受けた為、児童の保育ができない。
- ⑦求職活動中である。（起業準備を含む）
- ⑧就学中である。（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑨その他、上記に類する状態として市長が認める場合。



有田市保育所一覧

✿ 箕島保育所

対象児童：2歳児から
住 所：箕島123
定 員：110名
電 話：☎0737-82-3075



✿ そとはま保育所

対象児童：0歳児から
住 所：港町280-32
定 員：150名
電 話：☎0737-82-2865



✿ 宮崎町保育所

対象児童：2歳児から
住 所：宮崎町581
定 員：120名
電 話：☎0737-82-2869



✿ 保田保育所

対象児童：2歳児から
住 所：辻堂476
定 員：240名
電 話：☎0737-82-3969



✿ 宮原保育所

対象児童：0歳児から
住 所：宮原町
新町190
定 員：210名
電 話：☎0737-88-7295



✿ 古江見保育所

対象児童：0歳児から
住 所：古江見152
定 員：110名
電 話：☎0737-83-3298



✿ 糸我保育所

対象児童：3歳児から
住 所：糸我町
中番408-3
定 員：60名
電 話：☎0737-88-7100



※各保育所において、障がい児保育、時間延長保育（7時30分からと、18時15分まで、希望者のみ）を行っています。

※そとはま保育所のみ延長保育を7時からと、19時までを行っています。
（18時30分以降は、おやつ代100円が必要です。）

幼稚園の入園について

幼稚園

私立 ぶっとく幼稚園

住 所：〒649-0304 和歌山県有田市箕島341
TEL/FAX：☎0737-82-2663 FAX0737-83-2663
U R L：http://www11.plala.or.jp/buttoku/
E-mail：letter-box@rmail.plala.or.jp



私立 初島幼稚園

住 所：〒649-0306 和歌山県有田市初島町浜1769-1
TEL/FAX：☎0737-82-2828 FAX0737-82-2881
U R L：http://hatsushima-youchien.com/



※各園それぞれ、預かり保育を実施しています。詳しくは各園のホームページをご覧ください。各園にお問い合わせください。

子育て支援に関すること

子育て短期支援事業

ショートステイ

保護者が一時的な病気や出産等のため家庭で子どもを養育することが困難な場合に、児童養護施設等で一時的にお子さんを預かることができます。

トワイライト

保護者が仕事等のため夜間あるいは休日に不在となる場合に、児童養護施設等においてお子さんへの生活指導や食事の提供を行います。

※保護者の所得状況により別途費用がかかります。

問 福祉課子ども係 平日 月～金(祝日除く) 8時30分～17時15分 ☎0737-83-1111

♡ 紀州っ子いっぱいサポート

少子化社会の中で積極的に子どもを生き育てようとする世帯の経済的負担を軽減し、就業と子育ての両立を支援し、安心して子どもを生き育てられる環境づくりを推進することを目的とした事業

保育料助成

対象施設を利用する扶養義務者と生計を一とする第三子以降の児童および第二子の児童（所得制限あり）の**保育料等を無償**とする。

対象利用施設

- ① 特定教育、保育施設等（子ども子育て支援法第27条第1項の認定を受けた幼稚園・認定子ども園・保育所および地域型保育事業を行う事業所）
- ② 従前の私立幼稚園
- ③ 児童発達支援センター等
- ④ 認可外保育施設等

対象児童

- 扶養義務者と生計を一とする第三子以降の児童
- 扶養義務者と生計を一とする第二子の児童（所得制限あり※）

※第二子所得制限

- 上記①の施設 1号認定（世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満）
2号、3号認定（世帯の市町村民税所得割合算額が55,700円未満）
上記②または③の施設 世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満
上記④の施設 世帯の市町村民税所得割合算額が55,700円未満

育児支援

就学前児童が4月から翌年3月までの間に下記対象事業を利用した費用を15,000円を上限として助成する。

対象事業

- 子育て短期支援事業
- 一時預かり保育事業
- 病児・病後児保育事業

対象者

以下の全ての要件を満たす方

- 有田市に住民登録している
- 就学前の子を養育している
- 小学生以下の子を3人以上養育している

問 福祉課子ども係 平日 月～金（祝日除く） 8時30分～17時15分 ☎0737-83-1111



小学校・中学校について

入学までの流れ

就学時健診
・
入学説明会

各学校に入学予定の児童・生徒を対象に健康診断を行います。また、保護者に対し説明会を行います。

入学通知のお届け

入学する年の1月末までに入学通知書を送付します。学校は、児童の住所により指定しますが、一定の要件を満たす場合は指定学校以外の学校への変更を認めています。

登下校について

小学生になると子どもは徒歩で通学します。入学までに一度子どもと一緒に通学路や集合場所などを確認しておきましょう。危険な箇所が把握でき、身を守る対処法を教えるきっかけにもなります。

覚えておこう「いかのおすし」

- い 知らない人についていかない
- か 知らない車にのらない
- お おおごえを出す
- す すぐに逃げる
- し 何かあったらすぐ知らせる



子どもの視力について

生まれてすぐの赤ちゃんの視力は0.01ぐらいですが、『見る』という自然の訓練を通して6歳ぐらいまでには大人とほぼ同じ視力になります。しかし、目に異常があると視力が十分に発達しないことがあります。

子どもの目の異常7つの発見ポイント

- ①目を細める
- ②ひんぱんに目をこする
- ③テレビなどに近づいて見る
- ④正面から見て黒目がずれている
- ⑤片方の目を隠すと嫌がる
- ⑥目が光る
- ⑦正面のものを横目で見る

このようなことに心当たりがある場合は、早めに眼科を受診してください。

視力低下を防ぐには

- ①目を休ませる
テレビやスマホなど長時間見続けないうち子どもとルールを決める。
- ②姿勢に気をつける
勉強や本を読むとき、猫背になっていないか注意する。
- ③家の外であそぶ
外に出ることで自然に近くを見ることもなくなります。

就学援助

要保護および準要保護児童生徒援助の制度について

経済的な理由で就学困難な小・中学校の児童及び生徒の保護者に対し、国と市が学用品費、医療費、学校給食費等を援助し、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする制度です。

援助を希望される方は、まずは学校の学級担任に相談していただき、学校を通じて申請をしてください。

なお、就学援助費の内、新入学学用品費については、入学前支給を行っています。就学時健診時に制度のご案内をしますので、教育委員会へ申請をしてください。

問 教育委員会 教育総務課 平日 月～金(祝日除く) 8時30分～17時15分 ☎0737-83-1111

放課後、子どもを見てくれるところは？

♡ 学童保育

保護者の方が就労等で昼間家庭にいない場合、一定の時間子どもを預けることができます。別途、学童保育料等が必要です。

対象：市内の小学校に就学している児童

① 保田学童クラブ（保田小学校区）	定員 76名
② 宮原学童クラブ（宮原小学校区）	定員 38名
③ 箕島学童クラブ（箕島小学校区）	定員 60名
④ 糸我学童クラブ（糸我小学校区）	定員 25名
⑤ 田鶴学童クラブ（田鶴小学校区）	定員 39名
⑥ 初島学童クラブ（初島小学校区）	定員 38名
⑦ 港学童クラブ（港町小学校区）	定員 39名



問 お問い合わせ・お申込み先

①～⑤ 学童保育・夢クラブ 有田市野385-2 ☎82-0189
⑥⑦ 初島幼稚園 有田市初島町浜1769-1 ☎82-2828

♡ 地域ふれあいルーム

子どもの放課後および休日の安全・安心な居場所として、地域ふれあいルームを開設しています。みんなで遊んだり、宿題をしたり、いろんな活動を楽しんでいます。年間保険料（4月～翌3月までの掛け金）は300円です。

お申し込みは各公民館へお願いします。

ルーム名	主な活動場所	ルーム名	主な活動場所
初島ふれあいルーム	初島公民館	港町ふれあいルーム	港町公民館
箕島ふれあいルーム	箕島公民館	宮崎ふれあいルーム	宮崎公民館
	中央地区公民館	保田ふれあいルーム	保田公民館
宮原ふれあいルーム	宮原公民館	糸我ふれあいルーム	糸我公民館



子どものケガ・急な病気のと き、事故が起きたら！

子ども救急相談ダイヤル

夜間・休日に子どもが急病になった時、すぐに受診したほうが
いいか相談できます。看護師（必要に応じて医師）が相談に応じ
てくれます。

時間 (平日) 19時～翌朝9時
(土・日・祝・年末年始) 9時～翌朝9時

ダイヤル回線・IP電話から

☎073-431-8000

携帯電話・プッシュ回線からは・・・

#8000

和歌山市夜間・休日応急診療センター

夜間や休日の急病で、受診が必要な場合。なお、
外科診療は行っていませんのでご注意ください。

電話 ☎073-425-8181

住所 和歌山市吹上5丁目2番15号

URL

<http://wakayama-oukyu.or.jp/>



診療区分	曜日	診療時間
夜間診療	平日	20:00～ 6:00
	土・休日 年末年始	19:00～ 6:00
休日診療	休日・ 年末年始	10:00～12:00 13:00～17:00

有田地方休日急患診療所

有田地方で休日に受診したい場合。

住所 有田川町小島352

診療科目 小児科・内科

診療日 日曜・祝日、1月2日、1月3日、
12月30日、12月31日

電話 ☎0737-52-4882

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
10:00～12:00							○	○
13:00～16:00							○	○

和歌山県救急医療情報センター

救急車を呼ぶほどでなく、かかりつけのお医者さん
が不在でどこに行けばよいかわからないときに、
利用可能な最寄りの医療機関を探してくれます。な
お、歯科の診療時間外案内は行っておりません。

電話 ☎073-426-1199

(365日24時間対応)

お医者さんの探し方は！「わかやま医療情報ネット」

所在地から条件に合った最寄りの医療
機関の検索ができます。

URL

<http://www.wakayama.qq-net.jp>



中毒110番 (財)日本中毒情報センター

化学物質(たばこ、家庭用品など)、医薬品、動植物の毒などによって起こる急性中毒について実際に事故が発生している場合に限定して情報提供、相談が実施されています。あわせて、可能であれば誤飲したものを手元を持ってお電話ください。※情報提供料無料、通話料のみ

365日 24時間対応

☎072-727-2499 (大阪)

365日 9:00~21:00

☎029-852-9999 (つくば)

365日 24時間対応・テープによる情報提供 ☎072-726-9922 (タバコ専用電話)

※異物誤飲(小石、ビー玉、おもちゃの部品など)や食中毒、慢性の中毒や常用量での医薬品の副作用については受け付けていません。

子どもの急病！上手な受診のしかた！

1. かかりつけ医をもちましょう

ふだんから「かかりつけ医」をもち、子どもの健康管理について相談し、それぞれの子どもにあったアドバイスが受けられるようにしておきましょう。また、子どもの急病時の対応についても聞いておきましょう。

2. できるだけ診療時間内に受診しましょう

医師や看護師等のスタッフがそろっており、検査その他の診療体制が整っている通常の診療時間内に受診しましょう。

3. 子どもの症状や様子がわかる人が付き添いましょう

受診時は、子どもの症状や様子、食事の状況などがわかる人が付き添いましょう。症状・経過等、飲んでいる薬等をメモしておく、受診時の病状説明に役立ちます。

受診時に用意するもの

- 母子健康手帳、健康保険証、乳幼児医療・子ども医療費受給資格証、診察券、お財布
- 症状・経過を書いたメモ・飲んでいる薬や名前がわかるもの
- 哺乳瓶・ミルク、着替え、おむつ・お尻ふき、タオル、ティッシュペーパー、ビニール袋など
- 待ち時間のための絵本・おもちゃなど



もし夜間や休日（かかりつけ医の診療時間外）に急病になった場合

- ①落ち着いて子どもの症状や様子を観察しましょう
- ②ふだんどおりの状況（食欲がある、水分はとれている、機嫌が良い、活気がある、睡眠がとれている、おしっこ回数）であれば、しばらく様子を見て大丈夫です。通常の診療時間を待ってかかりつけ医を受診しましょう。
- ③次のようなときは、早めに救急外来を受診したほうが良いでしょう
 - 生後3か月以内の赤ちゃんの高熱（概ね38℃以上）
 - 顔色が悪く、活気がない、ぐったりしている
 - 激しく泣き、あやしても泣き止まないでぐずっている
 - 眠ってばかりで、呼びかけてもすぐに眠る
 - 呼吸の様子がおかしい
 - 水分を受け付けない。おしっこが半日ぐらい出ない
 - 嘔吐や下痢をくりかえし、ぐったりしている…等の状況
- ④誤って飲んだり、食べた場合は、その物をもっていきましょう。

子どもを事故から守ろう！

事故が起きたら医療機関を受診しましょう。緊急時は救急車を呼びましょう。119番

誤飲に注意！

誤飲ランキング

- 1位 たばこ 2位 くすり
- 3位 プラスチック製品（ペットボトルのふたやおもちゃ）

子どもの口の大きさは右の円の直径（39mm）で、ピンポン玉くらいの大きさです。この円に入る大きさのものは誤飲のおそれがあるので注意が必要です。（ちなみに500円は27mm）

子どもがいる部屋をチェックし、誤飲のおそれのある物は床から1メートル以上の高さのところに置きましょう。

子どもの目につくところや、手の届く範囲に小さいものを置かないようにしましょう。



もっとも誤飲の多い年齢層は
生後6～11か月

のどに詰まってしまった時

背部叩打法（はいぶこうだほう）

乳幼児では口の中に指をいれると中に入ってしまうことがあり危険です。

乳児は片腕にうつぶせに乗せ顔を支えて（図1）、また、少し大きい子は立て膝で太ももがうつぶせにした子どものみぞおちを圧迫するようにして（図2）、どちらも頭を低くし、背中の中を平手で何度も連続してたたきます。そのとき、腹部の臓器を傷付けないよう力を加減します。

腹部突き上げ法（ふくぶつきあげほう）

年長児は、後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上方へ圧迫します。（図3）この方法が行えない場合、横向きに寝かせて、または座って前かがみにして背部叩打法を試みます。



図1：背部叩打法（乳児）



図2：背部叩打法変法（少し大きい子）



図3：腹部突き上げ法（年長児）

🍷 やけどをしてしまった時

やけどをしてしまったら、すぐに水道水やシャワーなどの流水で15分～30分程度やけどをした部分を直接または服を脱がさずに服の上から冷やします。

やけどの範囲が

広範囲（片足、片腕以上）にわたる場合 → 救急車を呼ぶか、至急病院で受診

手のひら以上の大きさの場合や水ぶくれの場合 → つぶさず病院で受診

- 市販の冷却シートはやけどの手当に使えません。
- 電気カーペットなどによる低温やけどは見た目より重症の場合があります。症状が悪化したり、子どもが痛みが続ける場合は病院で受診しましょう。

🍷 おぼれてしまった時

呼吸や脈がなく意識がない場合には、周囲の人に知らせ、AEDが近くにないか確認し、救急車を呼びます。AEDがある場合は装着し、ガイドにしたがいましょう。

人工呼吸・心臓マッサージ

両乳頭（ちくび）の中心に自分の片手（1歳未満の場合は指2本）をあて、胸の厚さの1/3程度を少なくとも100回/分のペースで押す。30回押したら口移しで軽く胸が膨らむ程度の量の息を吹き込み、また胸を押す。救急車が来るまで、意識が戻るまでくり返す。

救急車の呼び方 119番（有田市消防本部 ☎0737-83-0119）

1. 119番に電話をかける
2. 「救急です。」と答える
最初に消防署より「火事ですか？救急ですか？」と聞かれるので「救急です。」と答えます。
3. 例「子どもが高熱を出して意識がありません。」
「誰が」「いつから」「どうしたのか」「どんな状態なのか」を説明します。
(意識があるか呼吸の有無など詳しく聞かれる場合があります。)
4. 例「〇〇町〇〇番地です。近くにスーパーがあります。」
「場所はどこですか？」と聞かれるので住所や目印になるものを伝えましょう。
固定電話や公衆電話からかけるだけで住所がわかります。外出先で住所がわからないときは周りの人に聞かか、近くの家やお店からかけるとよいでしょう。
5. 例：「子どもの名前は〇〇です。電話番号は〇〇-〇〇〇〇です。」
「子どもの名前と電話番号を教えてください。」といわれるのははっきりと答えましょう。自分の携帯電話番号をメモしておきましょう。
6. 救急車のサイレンが聞こえたら
外に出て誘導します。一人しかいない場合は、誘導せず子どものそばにいてください。また、症状や行った応急手当、病気にかかっているれば病名、かかりつけの病院や医師の名前などを救急隊員に伝えます。



災害に備えて

♡ 災害に備えよう！いざというときの備えは十分ですか？

非常時の持出袋の目安は男子15kg、女子10kg程度

非常時の持出袋を作ったので安心していませんか？いざというとき重くて持てないのでは意味がありません。

Point! 『家にストックしておくべきもの』と『持って逃げられるもの』の区別しよう。

Check! 赤ちゃんや子どもを抱えて持てる量なのか実際に確認しよう。

♡ これだけは持っていこう！防災グッズ

『災害発生から3日間を乗り切るために！』

避難所で避難生活を行った場合、避難物資が来るまで3～7日間かかると言われています。援助が来るまでの間、最低でも3日分のグッズを用意しよう。

大人の防災グッズに子どもの防災グッズをプラスしよう！



お役立ち情報



子どもの防災グッズ チェックリスト

<input type="checkbox"/>	母子健康手帳・健康保険証	子どもの予防接種履歴や子どもの成長の記録、保険証の大切な情報はコピーやスマホなどに保存しておきましょう。
<input type="checkbox"/>	パーソナルカード	子どもがはぐれてしまった時に備えて「住所・氏名・連絡先・血液型・アレルギー・持病（かかりつけ医、薬）」を記載したパーソナルカードを準備しておきましょう。
<input type="checkbox"/>	抱っこひも	避難の際に両手が使えます。
<input type="checkbox"/>	ホイッスル	自分の居場所を知らせるときに役立ちます。
<input type="checkbox"/>	小さい懐中電灯	持ち歩くのに便利です。
<input type="checkbox"/>	スーパーのレジ袋	様々な用途に使え、赤ちゃんや小さい子どものおむつカバーとしても使えます。
<input type="checkbox"/>	おむつ	1週間に必要な目安は100枚
<input type="checkbox"/>	おしりふき	手を拭くなど水が不足する緊急時に多用途に使えます。
<input type="checkbox"/>	授乳用ケープ	落ち着いて母乳をあげるために
<input type="checkbox"/>	粉ミルク・哺乳瓶	個包装が便利です。被災のショックで母乳が出にくくなる場合があります。
<input type="checkbox"/>	ガーゼ・絆創膏	赤ちゃんや子どものケアに使えます。
<input type="checkbox"/>	スプーン・紙コップ・サランラップ	サランラップはお皿に張って洗い物を減らすために使えます。
<input type="checkbox"/>	着替え・くつ・防寒具	くつは必需品です。
<input type="checkbox"/>	マスク	避難中の粉塵や避難所での感染予防に。
<input type="checkbox"/>	非常食・離乳食	月齢に合った好きなものやいつも食べているものを用意しよう。
<input type="checkbox"/>	お気に入りのおもちゃ	子どもが普段のペースを取り戻すため、お気に入りのおもちゃを用意しよう。
<input type="checkbox"/>	ミネラルウォーター	ミルクの調乳は軟水のもの。傷口を洗い流すときにも使えます。
<input type="checkbox"/>	常備薬	最低3日分、できれば1週間分を用意しましょう。
<input type="checkbox"/>	バスタオル・タオル	敷物や日よけ、マフラーとしても使えます。
<input type="checkbox"/>	防災頭巾・ヘルメット・帽子	避難時に頭部を守ります。
<input type="checkbox"/>	家族の写真	家族とはぐれた場合、言葉で伝えるよりも写真で見せる方が特徴が伝わりやすいです。

おむつカバーがないとき

スーパーのレジ袋でおむつカバーにアレンジ!



①レジ袋の持ち手と両脇をきって開きます。



②中央にタオルをセットして、持ち手をしぼると装着できます。



防災グッズの用意と避難

防災グッズ (普段の生活で絶対に必要なものを優先しましょう。)

- 置 く…すぐに持てるよう玄関や廊下、寝室の出入り口に置きましょう。
- 見直す…乳幼児の物品がある場合は成長に合わせ、最低半年に一度は中身を見直しましょう。
- 確 認…食料などの賞味期限や懐中電灯やラジオは使えるか確認しましょう。

避難の前に テレビやラジオで正しい情報を確認してから避難しましょう。

家を出る時 必ず戸締りしましょう。

小さな子どもと避難する時の3つの心得

①ベビーカーで避難しない

ベビーカーだとがれきなどで通れなくなったり、赤ちゃんが地面に近くなるため、がれきの細かいごみを吸い込んでしまう危険性があります。緊急時にはベビーカーが使えないことを想定してベビーカーには抱っこひもを入れておきましょう。

②基本は抱っこで

赤ちゃんを連れて避難するときは抱っこひもで。歩ける子どもでも状況に応じて抱っこで避難する方が安全です。避難所に向かう人ごみの中でつないだ手が離れたり、子どもの存在に気付いてもらえないことも考えられます。抱っこの時も必ず靴は履かせましょう。

③はぐれることも想定

災害で一時的に子どもと離れ離れになってしまう可能性もゼロではありません。そのような場合に備えて子ども自身に最低限のグッズを入れたリュックを背負わせておくことが大切です。パーソナルカードや家族の写真なども入れておきましょう。



我が家の防災マップをつくろう！

自治体が配布しているハザードマップを入手し、災害による被害や避難所、避難ルートを確認しましょう。

家族で安全に避難できるルートなのか、実際に歩いて点検し、避難時の家族の集合場所などを決め、我が家の防災マップを作りましょう。地域で行われる防災訓練にも積極的に参加し、地域の方と顔見知りになっておきましょう。



『有田市メール配信サービス』を活用しよう！

パソコンや携帯電話に市の情報をメールで無料（※）配信しています！

- 「防災」 …… 警報、災害、避難などの防災情報
- 「防犯」 …… 不審者、行方不明者、事件などの防犯情報
- 「行政」 …… 各種施策、手続き、検診、啓発などの行政情報
- 「イベント」 …… 祭り、講演会などのイベント情報

4つの情報から必要な情報を選択できます。

（※登録は無料です。通信料は利用者負担となります。）

登録方法

1. t-arida@sg-m.jpに空メールを送信し、返信されたメールに添付されているリンク先に接続する。
2. 登録画面が表示されたら画面の指示に従って登録してください。



問 防災安全課 平日 月～金(祝日除く) 8時30分～17時15分 ☎0737-83-1111(内線:393)

☆わが家の防災メモ☆

災害用伝言ダイヤル171

わが家の避難場所	
家族がはなればなれになった時の集合場所	
家族の連絡先	

いつ起こるかわからない災害だからこそ、いつ起きてもすぐに行動できるように防災グッズの準備や普段から家族で話し合っておきましょう。



支えてくれる制度があります

♥ 児童扶養手当

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障がいがある場合は20歳未満の児童）を養育している、配偶者のない男子または女子等を対象に支給される手当です。受給者の前年度の所得や公的年金の受給状況等により支給額が変動します（所得制限あり）。毎年8月に現況届の提出が必要となります。

ひとり親
家庭への支援

♥ ひとり親家庭医療費助成制度

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育する配偶者のない男子または女子とその児童を対象に、保険診療にかかる自己負担分の医療費を助成します（所得制限あり）。



♥ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

現に20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦（配偶者のない女子でかつて母子家庭の母であった方）を対象に、修学資金（高校・大学の授業料等）や就学支度資金（入学金）などの貸付があります。

♥ 高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母、父子家庭の父で、就職に有利な資格を取得するために養成機関に通学等をしている場合に一定の給付金が支給されます。

各制度申請の際は事前にご相談ください。

問 福祉課子ども係 平日 月～金（祝日除く） 8時30分～17時15分 ☎0737-83-1111

お役立ち情報

子どもの発達保障

♥ すこやか相談

ことばが遅い、落ち着きがない、友達とトラブルが多い、かんしゃくをおこす、集団に入れない、子どもの育てにくさを感じるなど、お子さんの気になることや心配に思っていることを臨床心理士が相談に応じます。

♥ 見え方・聞こえの相談

『目を細める』『テレビに近づく』など視力に関すること、『声をかけても気づきにくい』など聴力に関することについて、見え方・聞こえの相談を行っています。

♥ 理学療法士の相談

『はいはいの仕方・歩き方が気になる』『^お脚気味でよく転ぶ』など、運動に関することを理学療法士が相談に応じます。

♥ あそびの親子教室

親子のふれあい遊びや、おうちの中では出来ない活動を通じて、子どもたちのすこやかな成長や発達を促すとともに、親の育児不安の解消と子どもとのかわわりを楽しんでもらうことを目的とした教室です。

実施場所 保健センター

問 有田市保健センター 平日 月～金（祝日除く） 8時30分～17時15分 ☎0737-82-3223

いちご教室

様々な楽しい活動を通して、親と子の関係、集団での育ちを大切に未就学児を対象とした親子教室です。一人ひとりの個性を大切に、子どもたちが主体的にのびのびと、そしてハツラツと自信を持って活動できるようにあそびの場を提供しています。

通所支援事業所「さくらんぼ」

発達につまづきがあるなど、より丁寧な保育や支援が必要な児童に対して、集団での遊びや生活の楽しさを経験することを通じ、人として豊かに成長し発達する機会を保障するための療育的保育・学童保育を行います。

	保育時間	所在地	電話	定員
未就学児	月～金 9:00～15:30 (12/29～1/3は除く)	宮原町東215 福祉館なごみ2階	☎0737-22-8572	20人
就学児	月～金 児童の通う学校の終わる時点から17:00 土曜日(月2回) 13:00～17:00 (長期休暇中は11:00～17:00まで)			2か所 各10人

☎ 福祉課 平日 月～金(祝日除く) 8時30分～17時15分 ☎0737-83-1111

小児成育医療支援室

和歌山県立医科大学附属病院内に開設されている、小児成育医療支援室では、子どもの発育・発達のこと、子育ての悩み、学校での問題など、小児科医、臨床心理士、ソーシャルワーカー等が相談にのってくれます。

☎ 和歌山県立医科大学附属病院 平日 月～金(祝日除く) 9時～17時 ☎073-441-0808

障がいのある子どもへの支援

身体障害者手帳

身体の不自由な方にはその程度に応じて身体障害者手帳が交付されます。手帳を取得することによって各種福祉サービスを利用できます。

療育手帳

知的の障がいを持つ方にはその程度に応じて療育手帳が交付されます。手帳を取得することによって各種福祉サービスを利用できます。

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期間にわたり日常生活に制約がある方が支援を受けるために交付される手帳です。

障害児福祉手当

在宅で重度の障がいがあるため、常に介護を必要とする20歳未満の方に支給します（所得制限あり）。

特別児童扶養手当

身体、知的または精神に障がいのある20歳未満の児童を養育している方に対して支給します（所得制限あり）。

有田市心身障害児手当

身体障害者手帳・療育手帳を所持する児童の保護者に対して支給します（所得制限なし）。

重度心身障害児者医療費給付

身体障害者手帳の1級・2級、療育手帳のA1・A2又は特別児童扶養手当1級の方の保険診療にかかる自己負担分を支給します。

また身体障害者手帳3級で、市民税所得割非課税世帯の場合、入院時のみ支給します。

自立支援医療費の助成（育成医療）

18歳未満の児童で、身体に障がいのある児童または放置すると障がいを残す児童で、確実な治療効果が期待できる場合、医療費の一部を助成します（所得制限あり）。

自立支援医療費の助成（精神医療）

精神疾患があり、指定医療機関、指定薬局において通院医療が継続的に必要な場合に、医療費（訪問看護含む）の一部を助成します（所得制限あり）。

問 福祉課福祉係 平日 月～金（祝日除く） 8時30分～17時15分 ☎0737-83-1111

困ったことがあれば…

防ごう！子どもへの虐待

児童虐待とは、子どもを守るべき立場にある親や親に代わる保護者によって、子どもの心や身体に加えられる、子どもにとって有害な行為のことをいい、子どもの心と体の成長、人格の形成に深刻な影響を与えます。虐待を受けた子どもは、生命の危機だけでなく、心に深い傷を残す危険性があります。

子どもへの虐待は大きく分けて4つのタイプがあります。

身体的虐待 <ul style="list-style-type: none"> ● なくる、ける ● やけどを負わせる ● 病気やけがをさせる ● 戸外に締め出すなど 	性的虐待 <ul style="list-style-type: none"> ● 性的行為の強要 ● 性器や性交を見せる ● ポルノグラフィの被写体にするなど 	ネグレクト (養育の放棄または怠慢) <ul style="list-style-type: none"> ● 食事を与えない ● ひどく不潔にする ● 適切な医療を受けさせない 	心理的虐待 <ul style="list-style-type: none"> ● 言葉による脅し、無視 ● 拒否的な態度を続ける ● きょうだい間の差別的扱い ● 子どもの前で家庭内暴力(DV)など
---	--	---	--

気になる様子があればすぐに連絡してください

ちょっとしたサインを見逃さないで！

あなたの勇気が子どもと子育て家庭を守ります。通告した人が特定されないなど、情報は守られます。

子どもの様子

- 不自然な傷や打撲のあと。
- おどおどしている。
- 夜遅くまで一人で遊んでいる。
- 着衣や髪の毛がいつも汚れている。
- 落ち着きがなく、乱暴になる。
- 表情が乏しい。
- 親を避けようとする。

親の様子

- 子どもへの態度や言葉が否定的。
- 子どもがなつかない。
- 子どもをいつも叩いている。
- 子どもへのけがや傷あとについての説明が不自然。

虐待についての相談機関

- 有田市役所福祉課子ども係 ☎0737-83-1111
- 家庭児童青少年相談室 ☎0737-82-3711
- 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター ☎073-445-5312
- 児童相談所全国共通3桁ダイヤル ☎189 (いちばやく)



有田市要保護児童対策地域協議会

児童やその家族が健やかに過ごすことができるよう、市では標記協議会を設置し行政や民間団体が協力し合い、よりよい支援の展開に向けて取り組んでいます。

子どものことで疑問や悩みがある子育て当事者の方はもちろん、ご家族の方や近隣の方など、どなたでもどんなことでも左記の連絡先までご相談ください。

♡ DVについて

DV (配偶者やパートナー、恋人からの暴力) で悩んでいるあなたへ

DV (ドメスティック・バイオレンス) とは、配偶者やパートナー・恋人など、親密関係にある相手からの暴力のことです。夫婦間や恋人の間であっても、暴力は犯罪であり、決して許されるものではありません。

「暴力」の形は様々です！

暴力は、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、社会的暴力、経済的暴力など、その形は様々です。また、暴力は相手を「支配」する (自分の思い通りに操ろうとする) ための手段として用いられます。

身体的暴力：殴る、蹴る、首を絞める、物を投げつける、髪をつかんでひきずる…など

精神的暴力：怒鳴る、脅す、何をしても非難する、無視する、大切なものを壊す…など

性的暴力：性的行為を強要する、避妊に協力しない、見たくないポルノビデオや雑誌を見せる…など

経済的暴力：ごく限られた金銭しか渡さない、借金をさせる、働かせない…など

暴力は被害者だけでなく、子どもにも大きな影響を与えます！

被害者への影響：身体的暴力は、怪我だけでなく、後遺症が残ったり、時には死に至ることまであります。怪我に至らなかった場合や身体的暴力以外の暴力でも、つらい経験が原因となりPTSD (心的外傷後ストレス障害)、不安障害などの精神的症状や、不眠、頭痛、動悸などの身体的症状に現れることもあります。

子どもへの影響：DVの加害者は、子どもにも暴力をふるうことがあります。また、被害者が気持ちの行き場を失ってネグレクト (育児放棄) や子どもへの身体的虐待、心理的虐待につながることもあります。子どもにも暴力を目撃させることも、子どもに対する心理的虐待になります。子どもは自分が親を助けられないことに罪悪感を抱いたり、家族での絶え間ない緊張感から情緒不安定になったりします。さらに、暴力を目撃しながら育ったために、暴力を感情表現や問題解決の手段として学習してしまうとも言われています。

●被害者を守る法律があります

平成13年に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法) が制定され、加害者が被害者に近づくことを一定期間禁じる保護命令の仕組みが設けられました。

●あなたが暴力を受けていたら

あなたが悪いではありません。暴力から逃れることは、暴力を拒否する一歩です。我慢しないで相談してください。専門の相談機関では、被害を防ぐための支援や加害者から逃れた後の自立のために利用できる制度などの相談に応じています。危険を感じるときは、迷わず110番し、警察に保護を求めてください。

問 有田市役所福祉課・有田市役所市民課人権啓発係 平日 月～金(祝日除く) 8時30分～17時15分 ☎0737-83-1111
和歌山県子ども・女性・障害者相談センター ☎073-445-0793